

久喜市議会
令和4年定例会
令和4年5月招集会議議案

議 案 目 録

議案第 1号	令和4年度久喜市一般会計補正予算（第2号） について	1
議案第 2号	財産の取得について（久喜市立小・中学校大型 提示装置）	2
報告第 1号	継続費逡次繰越額の報告について	3
報告第 2号	専決処分の報告について（久喜市税条例の一部 を改正する条例）	5
報告第 3号	専決処分の報告について（久喜市都市計画税条 例の一部を改正する条例）	9
報告第 4号	専決処分の報告について（器物破損事故による 損害賠償の額を定めること）	13

議案第 1 号

令和 4 年度久喜市一般会計補正予算（第 2 号）について

令和4年度久喜市一般会計補正予算(第2号)を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 5 月 1 6 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第2号

財産の取得について（久喜市立小・中学校大型提示装置）

次のとおり財産を取得することについて、議決を求める。

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 財産の種類 | 久喜市立小・中学校大型提示装置 |
| 2 | 数量 | 83台 |
| 3 | 取得金額 | 59,162,400円 |
| 4 | 契約の相手方 | 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目45番地1
リコージャパン株式会社
埼玉支社 公共文教営業部
部長 高田利行 |

令和4年5月16日提出

久喜市長 梅田修一

提案理由

久喜市立小・中学校大型提示装置を取得したいので、久喜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出するものであります。

報告第1号

継続費通次繰越額の報告について

地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第1項の規定により、令和3年度久喜市水道事業会計予算継続費の通次繰越額を、別紙のとおり報告する。

令和4年5月16日提出

久喜市長 梅 田 修 一

令和3年度久喜市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和3年度継続費予算現額			支払義務発生 (見込)額	残 額	翌年度繰 越 額	翌年度繰越額に係る財 源内訳	翌年度繰越額に係る繰 越を要するた な卸資産の購 入限度額
				予算計上額	前年度繰越 繰 越 額	計				損 益 勘 定 金 留 保 資 金	
1 資本的支出	1 建設改良費	本町浄水場監視設備及 び配水設備更新工事	円 510,444,000	円 28,380,000	円 0	円 28,380,000	円 0	円 28,380,000	円 28,380,000	円 28,380,000	円 0
		森下浄水場配水ポンプ 設備更新工事	円 184,800,000	円 18,480,000	円 0	円 18,480,000	円 1,287,000	円 17,193,000	円 17,193,000	円 17,193,000	円 0

報告第2号

専決処分の報告について（久喜市税条例の一部を改正する条例）

久喜市税条例（平成22年久喜市条例第61号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和4年5月16日提出

久喜市長 梅 田 修 一

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

久喜市税条例の一部を改正する条例(別紙)

令和4年3月31日

久喜市長 梅 田 修 一

久喜市税条例の一部を改正する条例

久喜市税条例(平成22年久喜市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第73条の2中「固定資産課税台帳」の次に「(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える。

第73条の3中「事項の証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える。

附則第10条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第3項中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改め、同条第4項中「附則第15条第23項」を「附則第15条第22項」に改め、同条第5項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第24項第3号」を「附則第15条第23項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第20項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第21項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第22項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第23項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第25項を同条第26項とし、同条第24項を同条第25項とし、同条第23項の次に次の1項を加える。

24 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第10条の3第9項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止

改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5)」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の久喜市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

報告第3号

専決処分の報告について（久喜市都市計画税条例の一部を改正する条例）

久喜市都市計画税条例（平成22年久喜市条例第63号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和4年5月16日提出

久喜市長 梅 田 修 一

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

久喜市都市計画税条例の一部を改正する条例(別紙)

令和4年3月31日

久喜市長 梅 田 修 一

久喜市都市計画税条例の一部を改正する条例

久喜市都市計画税条例(平成22年久喜市条例第63号)の一部を次のように改正する。

附則第2項(見出しを含む。)中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改める。

附則第3項(見出しを含む。)中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第4項(見出しを含む。)中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第22項を附則第23項とし、附則第18項から第21項までを1項ずつ繰り下げる。

附則第17項中「第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」を「第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」に改め、同項を附則第18項とする。

附則第16項中「附則第6項及び第8項」を「附則第7項及び第9項」に、「附則第6項及び第9項」を「附則第7項及び第10項」に、「第9項及び第10項」を「第8項、第10項及び第11項」に、「附則第9項から第11項まで」を「附則第10項から第12項まで」に、「附則第11項の「農地」」を「附則第12項の「農地」」に、「附則第11項の「前年度分の」」を「同項の「前年度分の」」に、「附則第12項から第14項まで」を「附則第13項から第15項まで」に、「附則第13項」を「附則第14項」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第15項を附則第16項とし、附則第11項から第14項までを1項ずつ繰り下げる。

附則第10項中「附則第6項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項中「附則第6項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第8項中「附則第6項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第7項を附則第8項とする。

附則第6項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5)」を加え、同項を附則第7項とする。

附則第5項を附則第6項とし、附則第4項の次に次の1項を加える。

(法附則第15条第44項の条例で定める割合)

5 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の久喜市都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

報告第4号

専決処分の報告について（器物破損事故による損害賠償の額を定めること）

器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和4年5月16日提出

久喜市長 梅 田 修 一

専 決 処 分 書

次のとおり器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- 1 損害賠償額 110,066 円
- 2 相手方 ○○○○○○○○○○○
○ ○ ○ ○

3 事故の概要

令和4年3月30日午後4時30分頃、久喜市下早見地内の久喜市役所公用車駐車場内において、職員が公用車を後退させたところ、車両の後方部分が同地内に駐車していた乗用車と接触し破損させた。

令和4年4月8日

久喜市長 梅 田 修 一